

2021年4月26日

学生の皆さんへ

理事長・総長 坂東 真理子  
学長 小原 奈津子

### 緊急事態宣言発令後の授業について

今春、学生のみなさんが再びキャンパスにもどってこられて嬉しく思っていました。残念ながら東京都では4月25日に3度目の緊急事態宣言が発令されました。

これに対応して本学の感染防止のための活動制限指針のレベルも上がります。この指針に準じて授業形態は以下のように変更します。

#### 4月26日(月)～4月29日(木)：

対面授業は原則としてオンラインでも視聴できるハイフレックス型で実施します。この期間は在宅受講届の提出なしでオンライン受講を許可します。

#### 4月30日(金)以降：

原則として講義科目はオンライン授業（双方向、録画タイプなど多様なタイプがあります）で実施、実験・実習・演習（外国語を含む）などで特に必要性が高い場合はハイフレックス型で実施します。

大学院の科目については、各専攻により決定された授業形態で実施します。

上記の詳細はUP SHOWAに掲載されているので、必ず確認してください。また、授業実施方法については、授業の前日までにUP SHOWAに掲示されます。

通学の機会が減るので、大学からの重要な連絡が漏れる可能性もあります。UP SHOWAをよく確認し連絡情報を確実に把握するようにしてください。

東京都の感染状況が改善されてレベルが下がれば、これに対応して授業形態も再び対面に戻せると考えています。行動の制限はありますが、制限の範囲内でできることは多くあると思います。工夫しながら一日一日を充実させるようがんばりましょう。この期間中に感染拡大を抑制できるかどうかは私たち一人一人の意識と行動にかかっています。適切な防止対策を心掛け、責任ある行動をとり、一日も早く緊急事態を脱することを目指しましょう。

以上